



Yナース 募集案内

(横浜市災害支援ナース)

Yokohama disaster assistance Nurse

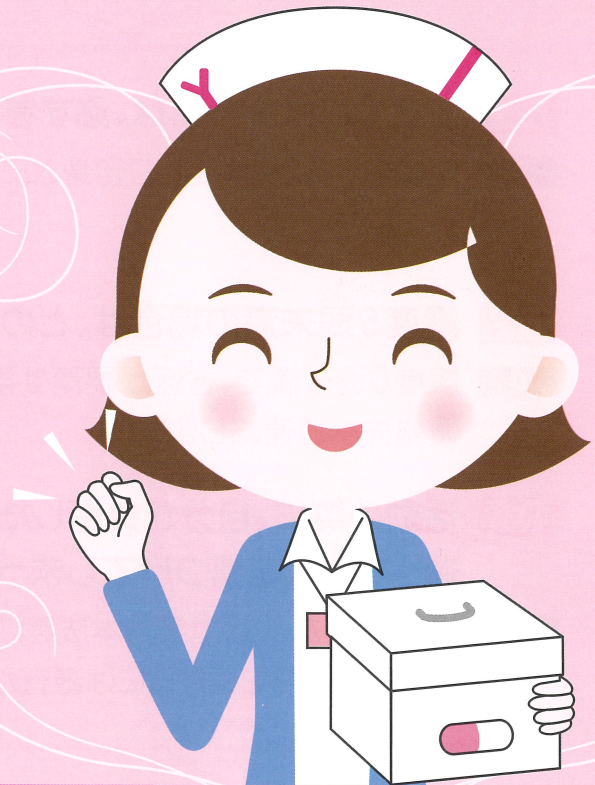
災害時、あなたの力を貸してください。

横浜市では、災害時の医療救護活動を支援していただける看護職を募集し、登録をしています。

Yナースとは？

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員と共に、横浜市防災計画に基づく「**医療救護隊**」として活動する看護職のことです。活動内容は、区内の避難所等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

※活動内容は区毎に異なります。詳しくは各区担当へお問合せください。



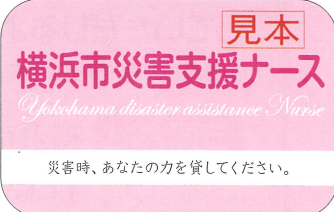
登録資格

横浜市に在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、発災時に横浜市各区内の地域防災拠点(指定された小・中学校)等で支援活動ができる方。(ただし、病院勤務等で、災害時に、職場に参集することになっている方は原則除く)

登録方法

- 登録申込票を、登録を希望する区福祉保健センター福祉保健課へ郵送もしくはご持参ください。
- 登録申込票は、区福祉保健センター福祉保健課で配布しています。

Yナース登録証 見本



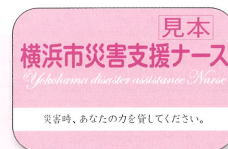
お問合せ 各区福祉保健センター福祉保健課
横浜市医療局 救急・災害医療担当
TEL:045-671-3932 FAX:045-664-3851

発災時のYナースの動き

1 登録希望区において震度**6弱以上**の地震が発生した場合、もしくは震度**6弱未満**で各区役所から要請があった場合、あらかじめ指定された参集場所へ参集します。



2 参集場所でYナース登録証を提示してください。医師、薬剤師と共に活動に従事していただきます。



Q1 震度6弱以上の時は、必ず参集する必要がありますか？

A 震度6弱以上の場合、ご自身とご家族の安全確保ができ次第できる限り早く参集していただきます。

Q2 震度6弱未満の場合は、どのように要請が来るのでしょうか？

A 震度6弱未満で、各区が要請することを必要と認めた場合は、申込票に登録している連絡先へご連絡します。

Q3 活動の際に、自分が負傷したり、 過って他人を傷つけてしまった場合は補償されますか？

A 災害救助法、災害対策基本法等に基づき、補償を受けるために申請することができます。
(ただし、補償を受けるには審査が必要です。)



潜在看護師のための復職研修を行っています。

出産・育児等を理由に離職し、ブランクのある潜在看護師の方が再び医療の現場で活躍していただけるよう、市内複数の病院が合同で行う復職研修が開催されています。

※詳細は下記の間合せ先までご連絡ください。

お問合せ 横浜市医療局医療政策課

TEL:045-671-2466 FAX:045-664-3851

HP:「横浜市 看護職のためのページ」で検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/kango/>

